

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 23 年度狭山市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 24 年 2 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成23年度狭山市一般会計補正予算（第4号）

補正予算別紙のとおり

平成24年1月24日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成23年度狭山市一般会計補正予算（第4号）

平成23年度狭山市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の追加は、「別表 繰越明許費補正」による。

別表 繰越明許費補正

追 加

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民センター整備事業	32,624
		男女共同参画センター整備事業	1,700
		狭山市駅西口自転車駐車場整備事業	38,805
3 民生費	2 児童福祉費	総合子育て支援センター整備事業	7,192
10 教育費	5 社会教育費	生涯学習推進事業	372
		中央公民館移転事業	8,705